

# 公益通報者保護法改正の概要

虎門中央法律事務所  
(商工研相談業務委嘱先)  
弁護士

## 有賀隆之

Q

2025年6月に改正公益通報者保護法が成立したと聞きましたが、事業者として注意すべきポイントを教えてください。

A

### 1. 公益通報者保護法改正の背景

公益通報者保護法は2006年4月に施行された後、20年6月に改正（施行は22年6月）され、新たに事業者の体制整備義務や従事者指定義務及び従事者の守秘義務に関する規定が整備されるなど、公益通報者保護制度の実効性強化が図られました。

しかし、20年の法改正後も依然として事業者の公益通報者保護制度に対する対応が不十分な状況にあることが指摘され、さらに国内外の動向などを踏まえ、消費者庁に設置された公益通報者保護制度検討会から、制度の高度化を図るために制度見直し

が必要であるとの提言がなされました。

以上の背景により、25年6月4日に改正公益通報者保護法（以下「改正法」）が成立し、同月11日に公布されました。

### 2. 改正法の概要

このような背景から、改正法では既存の公益通報者保護制度を高度化し、その実効性を高めることを主眼に制度の見直しが行われており、その概要は次のとおりです。

(1) 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

- ・ 従業者指定義務に違反する事業者（常時使用する労働者の数が300人超に限る）に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰（30万円以下の罰金。両罰規定あり）の新設

- ・ 上記事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰（30万円以下の罰金。両罰規定あり）の新設

- ・ 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示

### (2) 公益通報者の範囲拡大

- ・ 公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス・事業者間取引適正化等法に規定されるフリーランス及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除、その他不利益な取扱いを禁止

### (3) 公益通報を阻害する要因への対処

- ・ 事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報

をしない旨の合意をすること  
を求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為は無効  
・ 事業者が、正当な理由なく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止

(4) 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化  
・ 通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定（民事訴訟上の立証責任転換）

- ・ 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金。両罰規定あり）の規定を新設

- ・ 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰（6

月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金」の規定を新設

### 3. 改正法において注意すべきポイント

以上のように改正法により見直された項目は多岐にわたります。中でも、事業活動に対する影響が大きく、経営者や管理職が特に注意すべきポイントとしては、次の点が挙げられます。

#### (1) フリーランス等への公益通報者の範囲の拡大

改正前に公益通報者の対象とされていたのは、労働者等（労働者、退職者及び役員）だけでしたが、改正法では、フリーランス（業務委託関係が終了して1年以内の者を含む）も公益通報者の範囲に含まれます。これに伴いフリーランス等に関しても、従業者指定義務や体制整備義務が事業者課されることになり、これらの体制整備が必要になります（但し、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務）。

またフリーランス等による公益通報を理由として、業務委託契約の解除等不利益な取扱いを

することが禁止される点にも注意が必要です。

#### (2) 公益通報を阻害する行為の禁止

正当な理由がなく、公益通報をしない旨を合意する等の公益通報を妨げることや、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることは禁止されます。改正前もこれらの行為は禁止されると解釈されていましたが、改正法では明文で禁止する旨が規定されることになりました。

例えば、従業員と守秘義務契約を結ぶ場合、その内容によっては外部通報を禁ずるものとして無効とされるのが問題になります。

また公益通報の事実調査を進めるにあたって公益通報者の確認が必要な場合に、どこまで公益通報者を特定する行為をすることが認められるのかといった点も問題になります。改正法においても正当な理由があれば禁止規定に抵触しませんが、正当な理由の内容は必ずしも明らかでなく、正当な理由なく禁止規定に抵触する行為を行った場合には、民事上違法とされ損害

賠償請求がなされる可能性があります。そのため、どのような場合に正当な理由があると認められるのかについては、消費者庁から出される指針を確認するなど、最新の情報を入手するよう努める必要があります。

#### (3) 公益通報者に対する懲戒処分等

改正前も公益通報を行ったことを理由として懲戒処分等をすることは禁止されていましたが、改正法では労働者等が公益通報を行って1年以内に懲戒処分等をする場合、たとえ公益通報とは全く関係のない事由に基づくものであっても、公益通報をしたことを理由に行われたものと推定され、当該懲戒処分等は無効とされます。そのため、1年以内に公益通報を行った労働者に懲戒処分等を行う場合、当該懲戒処分等が公益通報とは無関係であることを事業者において立証しなければならず、その証拠を揃えておく必要があります。なお、公益通報を行ったことを理由に懲戒処分等を行った者に対しては拘禁刑を含む刑事罰が科されることになりますが、

刑事罰の適用にあたっては、この推定規定の適用はありません。

### 4. おわりに

改正法の施行は公布から1年6カ月以内の政令で定める日とされていますので、2026年度中には施行されることとなりますが、それまでの間、消費者庁において改正法に合わせた法定指針や指針の解説の改訂が行われることが予定されており、事業者が整備すべき体制や公益通報者を特定することに関する正当な理由など、改正法の具体的内容などについてはより明確化されるものと考えられます。

公益通報者保護制度に対する対応が不十分な状況にあることを背景に改正法違反に対する立入調査権や刑事罰が新設されたことなどを踏まえれば、最新の情報にも留意しつつ、改正法に則った社内体制を整備し、運用していくことが事業者に求められます。

（注）両罰規定…法人に属する役員や従業員が、業務を通じて違法行為を行った場合、本人だけでなく法人も併せて罰せられる規定

